

佐賀県岩石採取計画認可事務等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、採石法（昭和25年法律第291号。以下「法」という。）に基づく岩石採取計画の認可に係る事務の適正化及び災害防止の確保を図るため、法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(採取計画の認可申請書の提出)

第2条 法第33条の採取計画の認可を受けようとする採石業者には、法第33条の3の規定に基づき、採取計画認可申請書（様式第1号）及び添付書類（以下「認可申請書」という。）を、岩石の採取に着手する日、又は現行認可の期間が満了する日の60日前までに当該岩石採取場の所在地を管轄する土木事務所長（以下「所長」という。）に提出させるものとする。

(採取計画の変更認可申請書の提出)

第3条 法第33条の5第1項の採取計画の変更の認可を受けようとする採石業者には、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の16の規定に基づく採取計画の変更認可申請書及び添付書類（以下「変更認可申請書」という。）を、変更予定日の60日前までに所長に提出させるものとする。

(認可申請における事前協議)

第4条 新たな場所（以下「新規」という。）で法第33条の採取計画の認可を受けようとする採石業者には、申請を行う前に必要に応じて、採取計画の事前協議書（様式第2号）により、所長と協議させるものとする。

(申請書の提出部数)

第5条 認可申請書及び変更認可申請書（以下「申請書」という。）の提出部数は、正本1通に当該岩石採取場が所在する市町村の数の副本を加えた数とする。

ただし、明らかに採石業による影響が考えられる市町村が別にある場合は、その数の副本を加えた数とする。

(申請書の作成)

第6条 申請書は、別に定める「採取計画認可申請書作成手引き」により作成させるものとする。

(保証書の提出)

第7条 申請書には、岩石採取に伴う災害の防止措置及び復旧の工事に関し、次の各号のいずれかの連帯保証書（様式第3号）を添付させるものとする。

（1） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第182号）に基づく事業協同組合のうち、保証能力について特に知事が認めた組合の連帯保証書

（2） 現に事業を行っている同業者又は建設業者等の連帯保証書

2 次の各号に掲げる採取計画については、前項の規定を適用しない。

（1） 国又は地方公共団体が知事と協議して行う採取計画

（2） 公社、公団、事業団等の特殊法人及びダム建設を請負う共同企業体等が行う採取計画

（使用土地一覧表）

第8条 申請書には、岩石採取場の区域内の全ての土地の一覧を記載した、使用土地一覧表（様式第4号）を添付させるものとする。

（地元行政区との協議）

第9条 申請書には、岩石採取場の所在地の地元行政区と協議を行ったことを証する書面を添付させるものとする。

（隣接地所有者の同意）

第10条 申請書には、保全区域を5メートル以上確保せずに採取を行う場合（採取跡地の有効利用等の目的で、かつ、事前に協議し、承認された場合に限る。）は、隣接地同意書（様式第5号）を添付させるものとする。

ただし、当該岩石採取場の土地の所有者と隣接地の所有者が同一の場合はこの限りでない。

（審査の基準）

第11条 採取計画の認可に係る審査の基準は、関係法令又はこの要領に定めるもののほか、資源エネルギー庁が策定した採石技術指導基準によるものとする。

（公共施設の管理者との協議）

第12条 所長は、申請書が提出されたときは、岩石採取場の区域及び周辺に影響を受ける公共の用に供する施設がある場合は、申請書を提出した採石業者（以下「申請者」という。）に当該施設の管理者と協議するよう求めるものとする。

（現地調査）

第13条 所長は、申請書が提出されたときは、記載事項等の審査確認を行ったうえで現地調査を行い、申請内容との整合性及び採取計画が法第33条の4に該当していないかを確認

認するものとする。

- 2 所長は、前項の規定による現地調査の結果、改善及び採取計画の変更が必要な場合は、申請者にその旨を通知し、当該事項の改善等を求めるものとする。
- 3 第1項の規定による現地調査（新規の認可申請に係るものは除く。）の際には、別表第1の基準により採点を行うものとする。

（市町村長の意見聴取）

第14条 所長は、申請書が提出されたときは、法第33条の6の規定に基づき申請書の副本を添えて速やかに関係市町村長の意見を聴取するものとする。

（新規における事前協議）

第15条 所長は、新規の認可申請書が提出されたときに必要と認めるときは、前条に基づく意見聴取を行う前に、河川砂防課長（以下「課長」という。）と協議することができる。

（認可の期間）

第16条 採取計画の認可期間は、第13条第3項の評点を参考とし、別表第2の基準により決定するものとする。

ただし、他法令に基づく許可、認可その他の処分（許認可等を受ける見込みがある場合を含む。）の期間又は土地の権原についての契約等の期間が当該基準の期間と合致しないときは、短い方の期間とする。

- 2 採取計画の変更認可の期間は、現在の採取計画認可期間の残存期間とする。

（認可等の指令書の交付）

第17条 所長は、申請書の審査が終了したときは、審査結果に基づき認可又は不認可の処分を行い、申請者に認可指令書（様式第6号）若しくは変更認可指令書（様式第6号の2）又は不認可指令書（様式第7号）を交付するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により認可指令書等を交付したときは、認可指令書等の写しを添えて関係市町村長に通知するものとする。
- 3 所長は、第1項の規定により認可指令書等を交付したときは、認可指令書等の写し、位置図及び付近見取り図を添えて課長に通知するものとする。

（採取計画の変更命令）

第18条 所長は、認可採取計画に基づいて行われている岩石の採取が法第33条の4に該当すると認めるときは、当該採石業者に変更命令書（様式第8号）を交付するものとする。

- 2 所長は、前項の規定により命令書を交付したときは、命令書の写しを添えて関係市町村長に通知するものとする。

(休止又は廃止の届出)

第19条 所長は、法第33条の10の規定に基づく岩石の採取の休止又は廃止の届出があったときは、現地調査により採取計画の遵守状況及び跡地整備状況等を確認するものとする。

- 2 所長は、前項の届出があったときは、届書の写しを添えて関係市町村長及び課長に通知するものとする。
- 3 所長は、第1項の現地調査の結果、改善の必要な事項がある場合は、その旨を採石業者に通知し、速やかに改善措置を取らせるものとする。

(緊急措置命令等)

第20条 課長は、法第33条の13第1項の規定による命令を行う必要があると認めるときは、当該採石業者に緊急措置命令書(様式第9号)を交付するものとする。

- 2 課長は、法第33条の13第2項の規定による命令を行う必要があると認めるときは、当該法違反者に措置命令書(様式第10号)を交付するものとする。
- 3 課長は、前2項の規定により命令書を交付したときは、命令書の写しを添えて関係市町村長及び所長に通知するものとする。

(資料の提出等の要請)

第21条 課長は、法の目的を達成するために必要と認めるときは、所長に対し、必要な資料の提出及び報告を求めることができる。

(立入検査等)

第22条 所長は、岩石の採取に伴う災害を未然に防止するため、法第42条第1項の規定により職員を随時岩石採取場に立ち入らせ、認可採取計画の遵守状況及び採取計画が法第33条の4に該当していないか検査させるものとする。

- 2 課長は、職員を前項の立入検査に同行させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査を行った職員は、改善を必要とする事項があった場合は、採石業者に指示書(様式第11号)を交付して当該事項の改善を求めるものとする。
- 4 前項の規定により指示書の交付を受けた採石業者は、速やかに指示事項について適切な措置を講ずるとともに、指示事項に係る措置状況報告書(様式第12号)を所長に提出しなければならないものとする。

(認可申請書の提出が必要な場合)

第23条 新規に岩石採取を行おうとする者から、法第33条の採取計画の認可が必要か相談等を受けた場合には、採石法の適用にかかる協議書(様式第13号)により、所長と協議させるものとする。

附 則

- 1 この要領は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、昭和59年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に採取計画の認可若しくは、変更の認可を受けた者、又は認可申請若しくは変更認可申請が受理されたものに対しては、当該採取計画に係る認可又は、変更の期間が満了する日までは適用しない。

附 則

- 1 この要領は、平成7年9月1日から施行する。
- 2 第7条（認可期間）の規定は、現在、岩石採取計画の認可を受けているものについては、平成7年11月1日以降の認可期間が満了するものについて適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の施行の際現に存するこの要領の改正前の採取計画認可申請書の様式に基づく用紙については、平成17年7月31日までの間は、これを使用することができる。

附 則

- 1 この要領は、平成17年10月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月18日から施行する。

別表第1

(調査項目と評点基準)

佐賀県岩石採取計画認可事務等取扱要領第13条第3項の現地調査における調査項目及び評点は次のとおりとし、該当する項目で評点し、その合計点が満点中に占める割合を当該岩石採取場の点数とする。

調 査 項 目	評 点
1) 岩石採取場の区域 区域は境界表示杭等で明確である。 一部、境界表示が不十分だが、概ね申請どおりの区域。 境界表示が不十分で、確認が容易でない。 区域が確認できない。	4点 3点 2点 1点
2) 保全区域 区域が表示杭等で明確で、申請どおり確保されている。 一部、区域表示が不十分だが、概ね申請どおりの区域。 区域表示が不十分で、一部、保たれていない。 区域表示が全くなく、大部分が保たれていない。	4点 3点 2点 1点
3) 採取区域 申請どおりの区域内で採取。 概ね申請どおりの区域内で採取。 一部、区域外を採取。 区域外を広く採取。	4点 3点 2点 1点
4) 採取の方法 申請どおりの採取方法。 概ね申請どおりの採取方法。 一部、申請と異なる採取方法。 大半が申請と異なる採取方法。	4点 3点 2点 1点
5) ベンチの高さ 申請より低いベンチ高。 概ね申請どおりのベンチ高。 一部、申請より高い。 大半が申請より高い。	4点 3点 2点 1点
6) ベンチの幅 申請より広いベンチ幅。 概ね申請どおりのベンチ幅。 一部、申請より狭い。 大半が申請より狭い。	4点 3点 2点 1点
7) 採取の高さ 申請以内の切羽高。 概ね申請どおりの切羽高。 申請以上の切羽高。	4点 3点 1点
8) 採取法面の勾配 申請以上に緩やかな法面勾配。 概ね基準どおりの法面勾配。 一部、申請より急。 大半が申請より急。	4点 3点 2点 1点
9) 使用機械 申請どおりの機械使用。	4点

概ね申請どおりの機械使用。 一部、申請にない機械の使用。 大半が申請にない機械の使用。	3点 2点 1点
1 0) 表土の除去 除去方法が適切。 除去方法が概ね適切。 除去方法がやや不適切。 除去方法が不適切。	4点 3点 2点 1点
1 1) 破砕選別工程 申請どおりの設備。 概ね申請どおりの設備。 一部、申請にない設備。 大半が申請にない設備。	4点 3点 2点 1点
1 2) 粉塵防止 施設が完備し、対策が十分。 対策が概ね十分。 対策がやや不十分。 対策が不十分。	4点 3点 2点 1点
1 3) 騒音・振動防止 施設が完備し、対策が十分。 対策が概ね十分。 対策がやや不十分。 対策が不十分。	4点 3点 2点 1点
1 4) 飛石防止 施設が完備し、対策が十分。 対策がやや不十分。 対策が不十分。	4点 2点 1点
1 5) 沈殿池の位置及び構造 位置が適切で、堅固な構造。 位置が適切で、申請どおりの構造。 一部、位置又は構造が不適切。 大半の位置又は構造が不適切。	4点 3点 2点 1点
1 6) 沈殿池の容量及び管理状況 申請以上の容量を確保し、管理が十分。 概ね申請どおりの容量を確保し、管理が十分。 容量又は管理がやや不十分。 容量又は管理が不十分。	4点 3点 2点 1点
1 7) 排水施設の位置及び構造 位置が適切で、堅固な構造。 位置が適切で、申請どおりの構造。 一部、位置又は構造が不適切。 大半の位置又は構造が不適切。	4点 3点 2点 1点
1 8) 排水施設の能力及び管理状況 申請以上の能力を確保し、管理が十分。 概ね申請どおりの能力を確保し、管理が十分。 能力又は管理がやや不十分。 能力又は管理が不十分。	4点 3点 2点 1点
1 9) 廃土石堆積場の堆積方法 申請どおりの堆積方法で、法面勾配は申請以上に緩やか。	4点

概ね申請どおりの堆積方法。 堆積方法がやや不適切。 申請と異なる堆積方法。	3点 2点 1点
20) 廃土石堆積場の管理状況 申請以上に安全面に配慮し、管理が十分。 概ね申請どおりに管理。 管理がやや不十分。 管理が不十分。	4点 3点 2点 1点
21) 廃土石堆積場の土留施設 申請以上の能力確保。 概ね申請どおり。 設置はあるが、やや不十分。 設置無し。	4点 3点 2点 1点
22) 運搬道路の管理状況 汚損対策がとられ、管理が十分。 管理が概ね十分。 管理がやや不十分。 管理が不十分。	4点 3点 2点 1点
23) 緑化対策 積極的に実施。 一部実施。 計画はあるが未実施。 計画無し。	4点 3点 2点 1点
24) 業務管理者 常駐し適切に管理を行っている。 管理がやや不十分。 管理が不十分。	4点 2点 1点
25) 法定標識 規定どおり記載表示。 記載不十分。 設置無し。	4点 3点 1点
26) 法定帳簿 記帳十分。 記帳不十分。	4点 2点
27) 環境整備 場内は整然として不用地は緑化等に努めている。 随時、跡地整備が実施されていない。	2点 1点

別表第2

(認可期間の決定基準)

佐賀県岩石採取計画認可事務等取扱要領第16条第1項の認可期間の決定基準は次のとおりとする。

認可期間	基準
1年以内	① 新規に岩石採取場を開設するもの ② 風化花崗岩（真砂土）等（以下「風化岩石」という。）の岩石採取場で現地調査による評価点数が75点未満のもの ③ 前回の認可に係り法第32条の10（登録の取消し等）又は法第33条の12（認可の取消し等）の規定による処分を受けたもの ④ 風化岩石以外の岩石採取場で現地調査による評価点数が60点未満のもの
2年以内	① 風化岩石の岩石採取場で現地調査による評価点数が75点以上のもの ② 風化岩石以外の岩石採取場で現地調査による評価点数が60点以上のもの
3年以内	風化岩石以外の岩石採取場で次の各号のいずれにも該当するもの ① 現地調査による評価点数が75点以上のもの ② 前回の認可の際の評価点数が60点以上のもの
4年以内	風化岩石以外の岩石採取場で次の各号のいずれにも該当するもの ① 現地調査による評価点数が80点以上のもの ② 前回の認可の際の評価点数が75点以上のもの
5年以内	風化岩石以外の岩石採取場で次の各号のいずれにも該当するもの ① 現地調査による評価点数が85点以上のもの ② 前回の認可の際の評価点数が80点以上のもの ③ 具体的な跡地整理計画及び緑化計画を作成しているもの

